

須崎市監査委員告示第 1 号

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、令和3年度 財政援助団体等監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が、須崎市長からあったので、下記のとおり公表する。

令和5年2月21日

須崎市監査委員 畠 中 健 治

須崎市監査委員 佐 々 木 學

記

《文化スポーツ・観光課》	
団 体 名	特定非営利活動法人すさきスポーツクラブ
公 の 施 設 名	須崎市立スポーツセンター
監 査 結 果	
結 果 区 分	「指摘事項」
<p>所管課については、基本協定書第19条の規定では、管理運営状況及び実績を評価し、その結果を公表することとなっている。</p> <p>平成28年度実施の監査でも指摘しているが現在も行われていない。速やかに評価を行ったうえで通知、公表されたい。</p>	
措 置 状 況	「措置済み」
<p>平成28年度監査で指摘のあった平成25年度以降の管理運営状況及び実績評価については、平成25年度から平成27年度までの間を平成28年12月27日付けで評価・通知及び公表済みとなっている。</p> <p>また、平成28年度から令和3年度までの間については、令和4年12月13日付けで評価・通知を行うとともに、須崎市ホームページにおいて公表を行った。</p> <p>今後においては、協定書の趣旨・内容を十分確認し、本事業を所属内で情報共有する機会を確保するとともに、管理職等が必ず確認を行い、手続きに遺漏の無いようにする。</p>	